

30 西審保福第 11 号
平成 30 年 12 月 14 日

西東京市長 丸山 浩一 様

西東京市保健福祉審議会
会長 須加 美明

地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について(答申)

平成 30 年 8 月 28 日付 30 西健障第 1147 号により諮問のあった地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について

2 答申事項

- (1) 地域生活支援事業の報酬見直しについては、介護給付・訓練等給付費における報酬改定に係る基本的な考え方を踏まえつつ、報酬の見直しを行うことは妥当である。
- (2) 地域活動支援センター、生活サポート事業における利用者負担については、給付費の 1 割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めないという現行の仕組みを維持することが妥当である。

3 答申理由

- (1) 本市の地域生活支援事業については、平成 18 年の障害者自立支援法施行による制度開始以来、報酬改定が行われていない。このため、従業者の確保が困難となり、サービスの利用に支障が生じている状況が事業所へのヒヤリングなどから明らかとなった。安定したサービスの提供を図るため、報酬の見直しを検討すべきと思われる。

なお、移動支援事業における報酬区分(身体介護あり、なし)については、車椅子利用の

有無のみにより区分されており、知的障害者への支援の実態に合っていないとの指摘が事業所から出されているので、これを踏まえた改善も検討されたい。

- (2) 地域生活支援事業は、事業実施主体である自治体が制度設計するものとされているが制度間の均衡を図るため、障害者総合支援法の介護給付・訓練等給付費に準じた制度とすべきと考える。

なお、地域活動支援センターにおける一般相談事業については、所得の多寡に関わらず利用者負担になじまないものとする。

4 付帯意見

- (1) 地域生活支援事業については、支援がより必要な方に支援が行き渡るよう、単純に報酬を引き上げるだけでなく、安定的な事業者の経営及び継続性を踏まえた従業員の確保等についても、制度の見直しを含め、時間をかけて十分検証し、総合的な検討をされたい。
- (2) 利用者の安全性を最優先に担保するよう、市主催の研修の実施や、研修費用の一部負担など、従業員の受講を促すような仕組みづくりとともに、従業員の養成、資格要件についてもあわせて検討し、支援の質の確保に努められたい。